

国登録有形文化財 建造物

11

きゅうあずま や しゅぞうてんてん ぽ けんしゅおく
旧東屋酒造店店舗兼主屋

- ◇ 指定日 平成31年3月29日
- ◇ 所在地 本町
- ◇ 所有者 個人

東屋は、江戸時代後期の文政7年(1824年)に酒造業を創業し、天保3年(1833年)には持ち船で江戸との交易を開始し、海産物や衣類などの商いも始めました。弘化元年(1844年)には質屋を開業し、幕末期に急速な成長を遂げました。明治以後も閉伊川河口の埋立てなど地域の発展にも貢献した、宮古を代表する大店の商家です。

明治37年(1905年)の宮古町大火で主屋が消失したため、翌年に現在の店舗兼主屋が建築されたとされています。開口8間、奥行は後年の改修部分を除いて8間半となっています。

建物内には、かつて馬車も通った通り土間「ろーじ」や質屋を営んでいた際の見世などのほか、洋風の窓や照明も残されています。盛岡藩の町家の間取りを継承する、優れた近代和風建築物といえます。



国登録有形文化財 建造物

12

きゅうあずまやしゅぞうてんさくら
旧東屋酒造店酒蔵

「東屋の大福帳」によれば、文政12年(1829年)、天保11年(1840年)、弘化3年(1846年)、元治2年(1865年)に「土蔵普請」の記録があり、解体された醤油蔵と味噌蔵の梁墨入れが弘化3年、元治2年であったことから、酒蔵・質蔵もいずれかの年代に築蔵されたと考えられます。

旧東屋酒造店酒蔵

開口7.5間、奥行13.5間、一部2階建の土蔵造で、床面積100坪を越えます。漆喰を使った痕跡は見受けられず、土壁で仕上げています。

棟持ち柱を立てず、より広い空間を生み出して酒造用途として大空間を確保しています。

市内に残る貴重な酒蔵です。



国登録有形文化財 建造物

13

きゅうあずまやしゅぞうてんしちぐら
旧東屋酒造店質蔵

開口3間半、奥行10間、総2階建の土蔵造で、平成23年(2011年)の東日本大震災で西側の漆喰が剥落しています。

質蔵には、質屋業に関する史料も残されており、江戸期の盛岡藩領に広く建てられた上流商家の土蔵を現在に伝える貴重な質蔵です。

